

## 「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

### 第4章 指導員に関すること

#### (1) 指導員の役割

東村山市では、指導員が果たすべき役割を次の3つと考える。

- ①児童クラブに通う児童の保護者の多くは、働きながら子育てをしている。指導員はまず、その生活スタイルを肯定的に理解することが大切となる。指導員は児童に、親が働くことの意味を肯定的にとらえられるよう、毎日安心して「児童クラブに帰ってくる」環境を整えるという重要な役割を担っている。
- ②指導員は児童一人ひとりの思いに寄り添い、その児童の興味・関心を大切にし、やりたいことをできる限りさせるようにしつつも、異年齢の仲間たちとともに豊かな人間関係を築いていけるように、児童同士の関係をつなぎ、それぞれの児童の思いを橋渡ししていく必要がある。指導員はこうした関わりの中で、児童を保護・養護しながら、成長・発達と自立を促していく役割が求められている。
- ③児童は、家庭や学校、児童クラブなどいろいろな場面で様々な姿、表情を見せる。家庭で見せる姿と児童クラブで見せる姿が違うこともある。そのため、保護者と指導員がそれぞれの場面での子どもの姿や事実を伝えあって共有することが大事となる。指導員が保護者に児童の生活の様子を伝えることは、保護者が安心して働き続けられることにもつながる大きな役割の1つとなる。

#### (2) 指導員の勤務形態

- ①各児童クラブの指導員は、正規職員と嘱託職員、臨時職員で構成される。
- ②指導員のうち、正規職員と嘱託職員を専任指導員とする。臨時職員は専任指導員を手助けする役割を担う。
- ③専任指導員とは、他の業務を兼務する事なく、児童館及び児童クラブ事業に専念できるように配置された職員のことを言う。
- ④上記③において、児童館業務と児童クラブ業務の兼務は可能とする。ただし児童クラブ開設時間内に児童館業務を行う場合には、専任指導員とみなすことはできない。
- ⑤市は、専任指導員の労働時間は1日8時間以内、1週間40時間以内とし、

学校の長期休業中については、臨時職員を配置するなど労働時間が過大にならないように注意する。

### (3) 専任指導員の職務

#### ①児童の保育

- ・児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う
- ・児童が宿題や自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えること及び翌日の登校に必要な準備の援助
- ・基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うと共にその力を身につけさせる

#### ②児童の出欠管理、保護者への連絡先の把握

#### ③保護者への保育報告、相談、ニーズの把握

#### ④おやつ準備

#### ⑤防災対策・不審者対策等の安全指導及び避難訓練の実施

#### ⑥事業運営を円滑に行う為の職員会議

#### ⑦年間、月間計画の作成及び事業報告の作成

#### ⑧学校、地域、行政機関との連携

#### ⑨児童の成長と発達を向上させる為の学習・研修、遊びの研修への参加

#### ⑩保護者向けの懇談会の開催

### (4) 指導員の資格

専任指導員は下記のいずれかに該当するものとする。

#### ①保育士の資格を有する者

#### ②幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、特別支援学校教諭免許を有する者

臨時職員においては下記に該当する者を指導員とみなすことができる。

#### ①子育て経験者

#### ②学生（教育に関わる学習者）

#### ③その他子供の遊びや生活に関わる経験者

### (5) 指導員のモラル

指導員は、児童のそれぞれの成長と発達を支援する重要な役割を担っている事を自覚し、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ①指導員は、児童に体罰を与えないこと
- ②指導員は、体型、容姿、性別、障害、国籍等についての差別的言動など、児童の人格・人権を傷つけないこと。指導員・児童問わず上記の行為を発見した場合には、適切な指導を行うこと。
- ③指導員は、児童・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た情報に関して守秘義務を負うこと。また、この守秘義務は、当該職務を離れた後にも適用されること。
- ④指導員は、経費及びその他雑費の使途について適切に記録し、取り扱うこと。

## (6) 指導員の研修

指導員の資質の向上、専門性を高める為に研修を行うこととする。

なお、研修は勤務の一環として行い、研修に関する費用は市が負担することとする。

### 【研修の機会の保障】

- ①市は指導員の資質の向上のために研修を実施する。
- ②市は、都・市町村・大学・関連団体などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関する研修会に指導員が参加する機会を確保することとする。
- ③指導員は専門性を高めるために自主研修を行い、自己研鑽に努める。

### 【研修の内容】

- ①指導員全員に共通する課題について年数回定期的に行う研修。
- ②新任者向け、中堅職員向けなどの職務レベルごとの研修。
- ③指導員が情報交換をし、地域や各児童クラブ特有の課題に応じた事例検討および運営に関する研修。
- ④障がい児をはじめとした特に配慮を必要とする児童に対する理解と児童クラブでの生活を支援するための研修。

## (7) 職員体制と配置

- ①指導員の配置は、1施設において児童40人以下については3人以上、41人以上については15人ごとに1人増員していくこと。
- ②指導員のうち専任指導員は、児童40人以下の施設に対し常勤換算2人を配置することとし、児童41人以上の施設に対しては2人以上を配置することとする。ただし、第1・第2を持つ9つの児童クラブのうち、回田児童クラ

ブを除く8つの児童クラブは、第1・第2が隣接・近接するので一体と考えて常勤換算をする。

- ③専任指導員の中で主任1人、副主任2人を置くこと。ただし、第1・第2を持つ9つの児童クラブのうち、回田児童クラブを除く8つの児童クラブは、第1・第2が隣接・近接するので一体と考えて配置する。
- ④主任および副主任は勤務する児童クラブの指導員をとりまとめ、実際の児童クラブ運営に携わる現場責任者である。
- ⑤保育時間においては、常時複数の指導員を配置すること。指導員のうち必ず主任もしくは副主任が配置されなければならない。

※常勤換算とは、正規職員と嘱託職員<sup>1</sup>の1カ月の勤務時間を合計した数字を1カ月の正規職員が勤務しなければならない時間数で割って得られた数字のことをいう。

例えば、正規職員1人、嘱託職員3人が配置されている場合、正規職員の1カ月の勤務時間が155時間、嘱託職員の1カ月の勤務時間が120時間であるから、 $155 + 120 \times 3 = 515$ （1カ月の勤務時間の合計） $\div 155$ （正規職員が1カ月に勤務しなければならない時間数） $\rightarrow 3.32$ （常勤換算数）となる。  
これにより頭数では4人だが、常勤換算では3.32人ということになる。